

## ターニングポイントを意識した東日本大震災からの復興を

社会システムコンサルティング部  
 コンサルタント 小木曾 顕正

東日本大震災の発災以後、政府はさまざまな復興施策を進め、被災地の復興に全力を挙げてきた。

復興事業に要する事業費とそれに見合う財源は、復興財源フレーム<sup>※1</sup>により担保されている。復興財源フレームは、2011年度から25年度までで総額32.9兆円程度にまで及ぶが、さらに2025年度までに、26年度から30年度までの残りの5年間に要する事業費を加味して見直されることになっている。

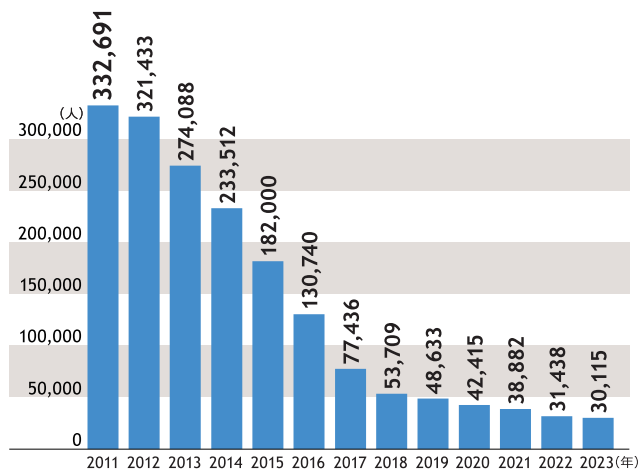
財源は、時限措置である復興特別税等により確保されており、国民全員が被災地の復興に要する費用を負担している状態である。現在、少子化対策や防衛力強化をはじめとする重要課題への対応を迫られている状況を踏まえれば、復興のために国が財政支援を行うのは、復興庁および東日本大震災復興特別会計の現行法<sup>※2</sup>上の設置期限である2030年度が一つの区切りとなるだろう。

したがって、復興財源フレームの見直しに際しては、各事業の進捗（しんちよく）を精査した上で、進捗が芳しくない取り組みについては残りの5年間で加速化し、確実に仕上げていく必要がある。例えば、避難者は依然として約3万人残っている。また、福島県の水揚げ数量は、試験操業が終わったばかりの段階とはいえ震災前の約22%程度である。2030年度までに避難者数を0に近づけ、水揚げ数量を震災以前の水準程度まで回復させるための事業計画を再考しなければならないだろう。

加えて、2031年度以降も中長期的に取り組むべき性質の事業、例えば被災者の心のケア等については、30年度までに国の負担を段階的に減らしつつ、自治体の負担を増やしていくなど、東日本大震災復興特別会計なき後もその取り組みを持続することができる仕組みを構築すべきである。

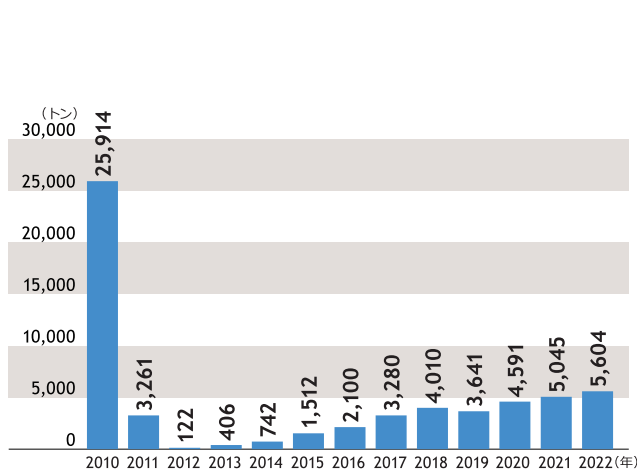
「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）」で示された「東北の復興なくして日本の再生なし」との決意のもと、復興庁をはじめとした各府省庁においては、被災地が自立して復興へ、そして創造的復興へ向かえるようにする道筋を描くことを、また、被災地においては、国の財政支援なき後を見据えた自立的な事業の絵姿を検討することを期待したい。

図表1 東日本大震災による全国の避難者数の推移



注) 2011～22年は12月、23年は8月1日現在の避難者数  
 出所) 復興庁「全国の避難者の数」よりNRI作成

図表2 福島県の沿岸漁業水揚げ数量の推移



注1) 沿岸漁業には、沖合底びき網を含み、水揚げ数量には、属地、試験操業分を含む  
 注2) 震災後は操業を自粛し、2012年6月から21年3月は試験操業を実施  
 注3) 2011年の水揚げ数量は、1～3月(発災まで)の実績  
 出所) 福島県「沿岸漁業水揚げ数量、水揚げ金額の推移」よりNRI作成

※1 復興事業を安定的に実施することを目的として、多年度で収入と支出を管理する枠組み

※2 復興庁設置法(平成23年法律第125号)第21条および特別会計に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第15号)第2条第1項